

運輸の安全確保に向けて

～運輸安全マネジメント制度とは～



国土交通省



しかし、平成17年上半年に、事故・トラブルが多発しました。

これらの事故は、いずれも ヒューマンエラーとの関連が指摘されました。
そして、その背景には **安全意識・安全風土の低下があった**のではないかと考えられました。

- ▶ 経営・現場間及び部門間の意思疎通・情報共有が不十分
 - ・ 経営部門と現場との距離感がある
 - ・ 経営トップと現場の双方向のコミュニケーションが不十分
- ▶ 経営陣の安全確保に対する関与が不十分
 - ・ 安全最優先を浸透させるための取組みが不十分

新たな安全確保への取組みが必要になりました。

■ 従来の行政手法

技術基準等の安全規制

- 車両・施設等に関する基準や事業参入時の基準の設定



保安監査

- 基準を満たしていない場合、ペナルティー（行政処分等）

■ 現在

技術基準等の 安全規制



保安監査の強化

運輸安全マネジメント制度

運輸事業者

自ら安全風土を構築し、
社内一丸となった
安全への取組みを推進

外部チェック

国土交通省

定期的かつ継続的に
運輸事業者の
安全管理体制を評価

運輸安全一括法の施行（平成18年10月）

安全管理規程の策定・届出
安全統括管理者の選任・届出 等

様々な取組みを組み合わせて、
安全がともなった**質の高い輸送の実現へ**

この運輸安全マネジメント制度は、以下のような項目があります。

- トップの安全への主体的関与・責務遂行
- 安全方針・重点施策の策定・実施
- 経営トップと現場の双方向コミュニケーションの確保
- 事故、ヒヤリ・ハット情報等に関する情報の収集・分析・対応
- 必要な教育・訓練の実施
- PDCAサイクルによる継続的改善

事業者自らが、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制を構築し、これを継続的に改善します。その取組み状況について、国が、取組みの優れている点は評価し、改善の余地がある点は助言を行い、事業者と国とが、いわば手に手をとって安全性を向上させていこうという制度です。



運輸安全マネジメント制度について、さらに詳しい情報が
下記アドレスよりご覧いただけます。

国土交通省ホームページ(運輸安全)
<http://www.mlit.go.jp/unyuansen/>

――お問い合わせ先――

国土交通省 大臣官房 運輸安全監理官 TEL: 03-5253-8797 FAX: 03-5253-1531 メールアドレス: g_MST_UAK@mlit.go.jp